

第4章 核兵器国の軍備管理と核軍縮

第1節 総論

NPTで「核兵器国」の地位を認知されているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5カ国であり、核兵器を保有していると宣言している「事実上の核兵器国」がインドとパキスタンである。イスラエルは宣言していないものの既に核兵器を保有していると言われている。米露両国は、世界の核兵器の大部分を保有しており、米露両国による核の削減は、世界の核軍縮にとり大きな意味を持っている。

核兵器の呼称であるが、相手国を直接攻撃できるものを「戦略核兵器」（米露にとっては飛翔距離が長いので「長距離核兵器」とも呼ばれる）と呼び、それより狭い「戦域」で使用されるものを「戦域核兵器」（「中距離核兵器」）と呼び、さらに狭い範囲で使用されるものを「戦術核兵器」（「短距離核兵器」）と呼んでいる。米露にとって「戦域核」でも他の国にとってはその地理的位置により「戦略核」となる場合がある。「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。

第2節 米露間の戦略核兵器削減交渉

米露間の戦略兵器削減条約（START: Strategic Arms Reduction Treaty）交渉は、これまでの交渉を通じて戦略核兵器を削減した唯一のプロセス（中距離核については、87年12月に米ソ間で地上配備の中距離核を全廃するINF条約に署名し、88年6月の発効以降、実施している）であり、これにより冷戦期に増大していった両国の核戦力は大幅に減少している。核軍縮の観点からも好ましい動きである。STARTプロセスの結果、米露の戦略核弾頭数は、現在では冷戦期の約60%（米国：約5900発、ロシア：約5500発）となっており、STARTは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきているとすることができる。

1. 第1次戦略兵器削減条約（START）

91年7月に米国及びソ連により署名されたSTARTは、戦略核の三本

柱、すなわち、両国が配備する大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機の運搬手段の総数を条約の発効から7年後にそれぞれ1600基（機）へ削減することを規定した。また同条約は、ロシアの保有している重ICBM（破壊力、すなわち発射重量又は投射重量が大きいICBMを指し、多弾頭化されたSS-18がこれに該当する）の上限を154基と規定した。さらに、配備される戦略核弾頭数の総数は6000発に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は4900発を越えてはならない等が規定された。

ソ連の崩壊により、戦略核兵器が配備されていたベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ、ロシアと米国の5か国は、STARTの当事国となること、並びにベラルーシ、カザフスタン及びウクライナは非核兵器国として核兵器不拡散条約（NPT）に加入することが定められた（リスボン議定書）。

また、ロシアを除く旧ソ連3か国は、領域内のすべての核兵器を撤去し、ロシアに移管することとし、96年11月にベラルーシからロシアへの核弾頭の移送が完了したことをもって、すべての核弾頭がロシアに移管された（カザフスタンは95年5月、ウクライナは96年6月に完了）。2001年12月、米露両国は、STARTに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

2. 第2次戦略兵器削減条約（START II）

START Iの発効を待たずして、92年6月には米国とロシアの間でSTART Iの基本的枠組が合意され、93年1月には、米国及びロシアが配備する戦略核弾頭数を2003年1月1日までに3000～3500発以下に削減すること、そのうちSLBMに装着される核弾頭数を1700～1750発以下にすること、さらにICBMを単弾頭にする、すなわち、多弾頭ICBM及び重ICBM（SS-18）を全廃すること等を規定するSTART IIが署名された。ただし、97年9月に署名されたSTART II議定書により、削減期限が2007年まで延長された。

2000年4月にロシア議会はSTART II批准法案を可決したが、これには

米国が ABM 条約からの脱退などを行った場合は、START から脱退する権利を留保する旨の規定が含まれている。米国は 96 年 1 月に START 条約を批准したものの START II 条約を修正した同議定書については未批准であり、いまだ START は発効していない。

3. 第 3 次戦略兵器削減条約 (START)

97 年 3 月、ヘルシンキ米露首脳会談の結果発表された「将来の核戦力削減のパラメーター」に関する共同声明において、米露両国は、START が発効し次第 START 交渉を開始すること、及び START の基本的要素として、2007 年 12 月 31 日までに双方の戦略核弾頭数を 2000 ~ 2500 発にすること、その他戦術核兵器、潜水艦発射巡航ミサイル (SLCM) などについて交渉することに合意した。しかし、この START プロセスは現在、新たな状況に直面している (第 5 節参照)。

第 3 節 対弾道ミサイル・システム制限条約 (ABM 条約)

1. ABM 条約の概要と意義

ABM 条約 (Anti-Ballistic Missile Treaty) は、米ソ間で 1972 年 5 月締結、10 月発効した条約であり、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限し、配備は各国とも当初 2 か所 (74 年 7 月の議定書により 1 か所、すなわち米国はノース・ダコタ州の ICBM 基地、ソ連は首都モスクワに限定) 1 基地当たりの発射基及び迎撃ミサイルを 100 基以下とすること等を規定するものである。この ABM 条約は、いわば双方の「楯」を制限し、防御態勢を敢えて脆弱なものに保つことにより核攻撃を相互に抑止しようとする、いわゆる「相互確証破壊」(MAD: Mutual Assured Destruction) の考え方の基礎をなすものといわれてきた。

2. 国家ミサイル防衛の概要

(1) クリントン政権時における「国家ミサイル防衛」(NMD: National Missile Defense) は、限定的な戦略弾道ミサイル攻撃から米国 50 州

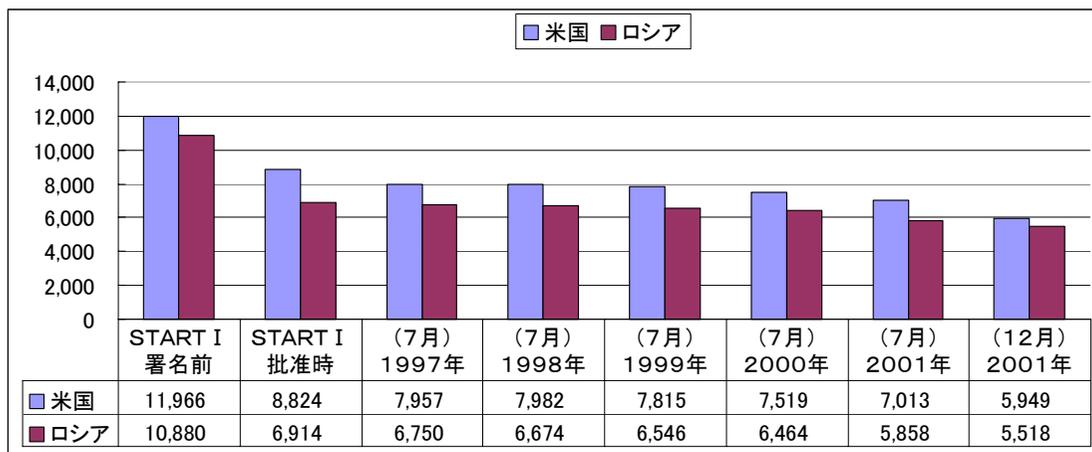
米露の戦略核弾頭数の推移及び START 諸条約上の上限との比較

	1991年(1月) START I 署名前	1994年(12月) START I 批准時	1997年 (7月)	1998年 (7月)	1999年 (7月)	2000年 (7月)	2001年 (7月)	2001年 (12月)	2001年12月5日 START I 履行完了時条約上の上限
米国	11,966	8,824	7,957	7,982	7,815	7,519	7,013	5,949	6,000以下
ロシア	10,880	6,914	6,750	6,674	6,546	6,464	5,858	5,518	

(注1) START (条約上の上限は、2007年までに3,000~3,500)は未発効

出典：1991年についてはSIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑

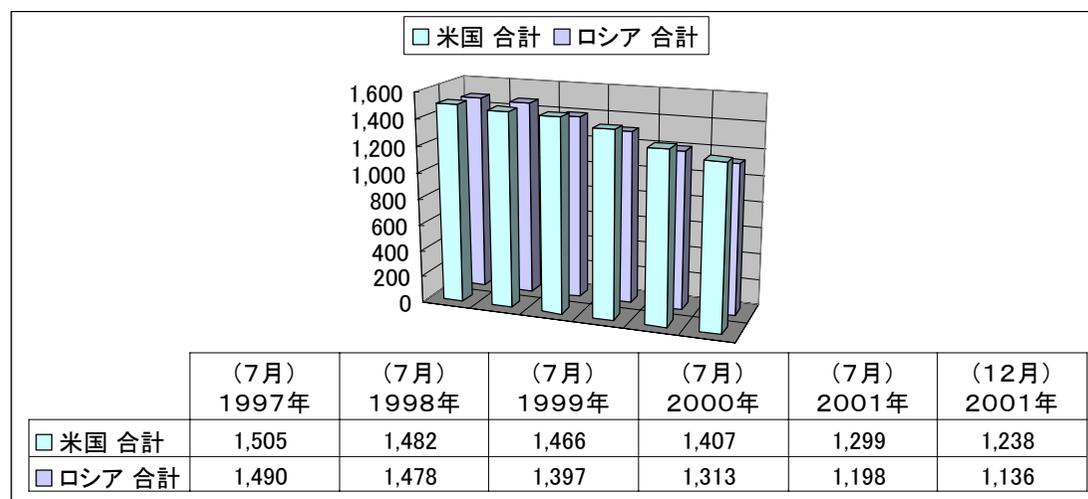
1994~2001年については米国国務省のFACT SHEETによる。



米露の戦略兵器運搬手段の推移及び START 諸条約上の上限との比較

		1997年 (7月)	1998年 (7月)	1999年 (7月)	2000年 (7月)	2001年 (7月)	2001年 (12月)	2001年 START I 履行完了時条約上の上限
米国	ICBM	720	701	701	659	577		1600基・機
	SLBM	464	464	464	448	448		
	Heavy Bombers	321	317	301	300	274		
	合計	1,505	1,482	1,466	1,407	1,299	1,238	
ロシア	ICBM	762	756	756	756	742		
	SLBM	648	648	568	472	376		
	Heavy Bombers	80	74	73	85	80		
	合計	1,490	1,478	1,397	1,313	1,198	1,136	

出典：米国国務省のFACT SHEETによる。



全域を防衛することを目的として、米国防省が進めていた限定的な構想であった。米国は、当初 2000 年 6 月に脅威の存在、技術的可能性等に基づき NMD を配備するか否かを決定し、決定した場合にはこれを 2005 年までに配備するとの方針で計画を進めていた。しかし、2000 年 9 月クリントン大統領は、現在有している情報では、NMD の配備に進むために必要なシステム全体の技術及び運用上の有効性につき、十分に確実であると結論づけることはできないとして、その配備の決定を現時点では行わないことを発表した。それとともに開発及び実験自体は継続するよう国防長官に指示した。

- (2) 2001 年 1 月のブッシュ政権成立後、米国はミサイル防衛計画（下記の囲みを参照）を積極的に推進している。2001 年 5 月 1 日、ブッシュ大統領は、ミサイル防衛を含む新たな戦略的枠組みに関する演説を行い、ABM 条約を乗り越える必要性等に言及し、各国に代表団を派遣するなど、同盟国のみならず、ロシア、中国等とも協議を進めてきた。

特に ABM 条約の締結国であるロシアとの間では、同条約がミサイル防衛の各要素の開発、実験、配備の制約となっており、戦略環境の変化を踏まえ、同条約を乗り越えていくべきであるとして精力的な協議を重ねた。これらをも踏まえ、2001 年 12 月 13 日、ブッシュ大統領は、米国が、冷戦時代の敵対的な米露関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に効果的に対処するため、

（参考）米国のミサイル防衛計画

ブッシュ政権下におけるミサイル防衛は、冷戦後の新たな脅威に対処するため米国が提唱する核兵器の大幅な削減を含む新たな戦略的枠組みの一部として位置づけられるものであり、その中で、米国は、本土、海外に展開する部隊、友好国及び同盟国を弾道ミサイルによる攻撃から防御するため、そのすべての飛翔段階（ブースト段階、ミッドコース段階、ターミナル段階）における地上、海上、空中そして宇宙に配備したプラットフォームからの対抗手段による多層的なミサイル防衛（MD）を構想し、それらを構成する要素について並行的に研究開発及び一部のシステムの配備を進めている。米国だけを防衛するものではないという意味も含めて NMD の「N」を落とした。

ABM 条約から脱退する旨をロシアに対して正式に通告した。これに対し、同日ブーチン露大統領は、かかる決定は「間違い」であるとしつつも、ロシアの安全保障にとり脅威とはならないものであり、「現在の米露関係のレベルは維持されなければならないだけでなく、戦略的相互関係の新たな枠組みを早急に策定するために利用されなければならない」と明言した。

3. ABM 条約後の諸問題

米国による ABM 条約からの脱退と防御兵器に関する米露間の無条約状態は、米国のミサイル防衛計画が、今後具体的にどのような形を取ることが定まっていない状況と相まって、国際的な枠組み、とりわけ核兵器国間の戦略的安定にマイナスの影響を与えるか否かが注目される。これは、米国をはじめとする関係国間において、国際安全保障環境の変化も踏まえながら、新たな戦略安定への移行期の安定化を図っていくことが重要であるという観点から、現実的かつ建設的な態度で協議していくべき課題と言える。

第 4 節 宇宙における軍備競争の防止

1. 総論

現在、米国の ABM 条約からの脱退問題や以下の「2. 多数国間交渉の経緯」に述べるように、宇宙空間の軍事的利用の動きについて批判する向きがある。しかしながら、宇宙空間の軍事的利用については、以下の 4 つの国際条約により規定されており、一定の枠組みが存在することから、宇宙空間における軍備競争が進行しているとは言い難い。

(1) 宇宙条約

宇宙条約（正式名称「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」、1967 年発効）は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないこと、月そ

の他の天体は、もっぱら平和的目的のために利用し、天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防衛施設の設置等を禁止することなどを規定している。しかし、本条約は、大量破壊兵器を運ぶ物体（例えば、ICBM）が一時的に宇宙空間を通過することや、軍事的な偵察、連絡用の衛星の宇宙空間への配備については規制していない。

(2) ABM 条約

ABM 条約（正式名称「対弾道ミサイルシステムの制限に関するアメリカ合衆国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約」、1972 年発効）は、「各締約国は、海上基地、空中基地、宇宙基地又は移動式地上基地の対弾道ミサイル（ABM）システム又はその構成要素を開発、実験又は展開しないこと」と規定しており、米露両国は、ABM システムを宇宙空間に配備することはできない。ただし、弾道ミサイルの発射を捕捉する早期警戒衛星は、ABM システムには含まれないため、それらの宇宙空間への配備は禁止されない。

なお既に第 3 節において述べたように、昨年末、米国は同条約からの脱退を表明した。

(3) 部分的核実験禁止条約

部分的核実験禁止条約（正式名称「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」、1963 年発効）は、「この条約の各締約国は、その管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても、次の環境における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止すること、防止すること及び実施しないことを約束する（次の環境とは、大気圏内、宇宙空間を含む大気圏外並びに領水及び公海を含む水中等）」と規定しており、宇宙空間における核実験が禁止されている。

(4) 環境改変技術禁止条約

環境改変技術禁止条約（正式名称「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」、1978 年発効）第 1 条は「締約国は、破壊、損害又は傷害を引き起こす手段として広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締約国に対して行わないことを約束する」とし、

第2条において「前条にいう「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球（生物相、岩石圏、水圏及び気圏を含む。）又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術をいう。」と規定しており、宇宙空間の構造等に変更を加える技術の軍事的使用、その他の敵対的使用を禁止している。

2. 多数国間交渉の経緯

(1) ジュネーブ軍縮会議における議論

(イ) 特別委員会設置までの動き

1978年、第1回国連軍縮特別総会は、その最終文書において「宇宙空間における軍備競争を防止するため、宇宙条約の精神に従って、さらに追加的な措置が取られるべきであり、適切な国際交渉が行われるべきである」と指摘し、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS：Prevention of Arms Race in Outer Space）」を検討する必要性につき注意喚起を行った。

(ロ) ジュネーブ軍縮会議特別委員会における議論（85～94年）

1985年、ジュネーブ軍縮会議において、PAROSに関する特別委員会が設けられ、主に新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器の禁止、対弾道ミサイル・システムの評価、信頼醸成措置の取り扱いなどにつき議論がなされた。しかし、米国の戦略防衛構想（SDI）計画に強い懸念を示し、「右計画は宇宙の軍事化につながるとともにABM条約に違反する」との立場をとる旧ソ連及び東欧諸国と、衛星攻撃兵器の禁止を支持しつつも、「実効的な検証システムができない以上、新たな条約は作成できない」、「いずれの国も宇宙兵器開発に力を注いでいる兆候はなく、現行諸条約により宇宙空間の軍備競争は制限されており、新たな条約の作成は不要」と主張する米国及び英国が対立し、1994年に特別委員会は終了した。

(ハ) 主要国の動き

94年以降、ジュネーブ軍縮会議においては、PAROSについて実質的な議論は行われていない。98年1月にカナダが「宇宙空間の非兵器

化のための条約交渉」をマンデートとする提案を行うなど特別委員会の再設置を求める動きがあり、特別コーディネーターにパリハッカラス・スリランカ大使が任命され、同大使の下で協議が行われたが、特別委員会の再設置には至っていない。1999年以降、中国が、米国の国家ミサイル防衛（NMD）問題を契機として、宇宙空間の兵器化防止を目的とする条約交渉をマンデートとする特別委員会の再設置等を提案したが、2002年の現会期におけるまでいまだ合意には至っていない。主要国の動きは以下のとおり。

(a) 中国

99年には、米国のNMD計画を契機として中国が、宇宙空間の兵器化の防止を目的とする条約の交渉をマンデートとする提案を行い、2000年2月に「宇宙の兵器化を目的とした、宇宙におけるあらゆる兵器、兵器システム及びその構成品の実験、配備及び使用を禁止する国際条約の交渉・採択」を提案するとともに3月の本会議において「宇宙空間の兵器化を防止するため、いかなる兵器、兵器システム及びその構成部分についても宇宙空間における実験、配備及び使用を禁止す

(参考) 宇宙空間の兵器化防止に関する将来の国際法的文書の要素
(2001年6月7日)

- (1) 締約国の基本的義務を定める第3条は、「すべての兵器、兵器システム及びコンポーネントの宇宙空間における実験、配備、使用の禁止、宇宙空間における戦闘を目的としてすべての兵器、システム及びコンポーネントの、地上、海上及び大気圏における実験、配備、使用の禁止、軌道へ投射された物体を戦闘行動に直接関係するために使用することの禁止、この条約によって禁止される活動に関し、他の国家、地域、国際機関等への協力の禁止」と規定している。
- (2) また、第4条は、「宇宙兵器とはあらゆる破壊手段によって目標の正常な機能を直接攻撃、破壊、妨害する装置、兵器システムとは兵器の集合体及び戦闘行動の達成に不可分に関連づけられた構成部品」としているものの、第6条は、「この条約はすべての締約国による宇宙空間の科学的探査やこの条約によって禁止されていない軍事的利用を妨げるものではない。」としており、監視衛星（早期警戒、偵察）や作戦支援衛星（通信、航法等）を規制の対象とするものでないと判断される。

る国際的法文書を交渉し、作成すること」をマンデートとする特別委員会の再設置を提案した。さらに 2001 年 6 月、中国はジュネーブ軍縮会議において、「宇宙空間の兵器化防止に関する将来の国際法的文書の要素」(前頁参考参照)と題した文書を提出した。

(b) ロシア

ロシアは、ジュネーブ軍縮会議において、PAROS に関する特別委員会のマンデートには「交渉」が含まれる必要があるとの立場を取っていたが、最近やや態度を軟化させ、その点につき曖昧な表現(「扱う(deal with)」としている)をとる提案(ブラジルのアモリム軍縮会議代表部大使が提案したことから「アモリム提案」と呼ばれる)への接近姿勢を見せている。2001 年 4 月、米国のミサイル防衛計画に警戒感を有するロシアは、反ミサイル防衛キャンペーンを目的とするものではないとしつつも、「兵器なき宇宙 - 21 世紀の平和協力の舞台」と題する国際会議を主催した。2001 年 9 月、イワノフ露外相は、国連総会において、宇宙空間への兵器の配備を禁じ、宇宙物体に対する軍事力を行使しないよう包括的な条約の作成に向けた国際社会の取組の重要性を強調した演説を行った。

(c) 米国

2001 年 5 月、ブッシュ米大統領はミサイル防衛に関する演説において、ABM 条約を乗り越えること、及び「我々は、ミサイル打ち上げの初期段階、特にブースト段階にて迎撃する利点についても認識している。...海上或いは航空機に配備されれば限定的ではあるが、効果的な防衛を提供できるかも知れない。...我々はすべての選択肢をさらに追求する必要がある。」としており、今後、宇宙配備のミサイル防衛システムを検討することを否定していない。

2002 年 1 月、ボルトン米国務次官は、ジュネーブ軍縮会議における演説の中で、「我々は、現在の宇宙利用に関する取り決めが、すべての目的を満たしていると考えているため、新しい協定は不要と考える」と述べた。

(二) わが国の立場

わが国は、1967年に宇宙条約を締結している。また、1969年5月の衆議院本会議で「宇宙の開発、利用の基本に関する国会決議」が採択され、わが国における宇宙開発及び利用は「平和の目的」に限り行うものとされた。

また、利用形態が一般化している場合に該当する宇宙空間の利用については、政府としては、防衛庁・自衛隊がそれらを利用することを制約するものではないとしており、例えば、通信衛星や地球観測衛星を自衛隊が利用したとしても、宇宙の平和利用の原則の趣旨に反するものではないとしている。

また、わが国は近年大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルの拡散が、安全保障上の挑戦をもたらしていると認識しており、宇宙開発技術が弾道ミサイル計画を隠蔽するために利用されてはならないとの問題意識を有している。

このような考えに基づき、わが国は、従来より国連総会において「宇宙空間における軍備競争の防止」決議案に賛成票を投じてきており、また弾道ミサイルの拡散に対処するための国際的な枠組みにおいても、積極的な役割を果たしてきている。

(2) 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）における議論

国連総会は1959年に「宇宙空間の平和利用に関する国際的な協力」と題する国連総会決議 1472号によって、宇宙空間平和利用委員会（COPUOS:Committee On the Peaceful Use of Outer Space）を設置した。

このCOPUOSでは、宇宙条約等の起草も行われ、「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議題の下で、宇宙の秩序の問題について議論が行われてきたが、現在ではあまり実質的な議論とはなっていない。最近では、中国が宇宙空間における軍備競争の防止のための法整備を行うべきとの主張を繰り返している。これに対し、米国は、COPUOSは宇宙空間の平和利用についての国際協力を進める方策について話し合う場であり、軍縮問題はジュネーブ軍縮会議で議

論すべき旨反論している。他方、ロシアは、宇宙環境を取り巻く新しい状況を踏まえて現在の法的な枠組みを見直して、新しく包括的な宇宙条約を作成することについて COPUOS の下にある法律小委員会で検討を始めるべき旨主張しているが、新規の議題として採択されるには至っていない（注：ロシアは、新規議題の提案理由として、宇宙空間における軍拡防止については触れていない）。

第 5 節 交渉を通じた米露の核軍縮に関する現状

米国のブッシュ政権の登場により、米露間の核軍備管理・軍縮交渉に質的な変化が生じている。第 1 に、新政権は新たな戦略態勢の構築を目指しており、攻撃核兵器への依存度を相対的に低下させ、非核の防御兵器を強化することとしている。結果として、ミサイル防衛を重視し、対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM 条約）から脱退することとした（第 3 節参照）。第 2 に、現下の流動的な国際安全保障環境に照らし、相手国との了解は、可能な限り法的制約の少ないものとし、自国の手を縛らないようにするとの立場を明確にしている。その結果、しっかりとした条約で細部まで厳密に規定するやり方よりももう少し柔軟なやり方を望んでいる模様である。

2001 年 11 月 13～15 日の間、米露首脳会談（於：ワシントン/クロフォード）が行われ、ブッシュ米大統領はプーチン露大統領に対し、米国は今後 10 年間で実戦配備された戦略核弾頭を米国の安全保障に完全に合致する水準である 1,700 発～2,200 発まで削減することを伝えたことを明らかにした。プーチン大統領も、戦略攻撃兵器の弾頭数を 1,500 発から 2,200 発の水準まで削減することに関し、米露間の合意を目指していく考えを明らかにした。このような首脳の宣言を受けて、本年 1 月以降、米露両国政府関係者は、5 月下旬のブッシュ米大統領の訪露までに、法的拘束力を有する「戦略攻撃兵器の削減」及び政治的合意による「新たな戦略関係に関する政治声明」の文書作成を目指す等として協議を継続している。

第6節 一方的な核軍縮の動き

1. 米露

(1) 90年代初頭、主に非戦略核兵器（戦術核兵器）に関し、米露両国は一国の一方的な措置に応える形で削減を実施したことがあり、この結果、欧州戦域に配備されていた米露の戦術核兵器が大幅に削減された。

(2) 具体的には、旧ソ連が複数の共和国に分離していく過程で、核管理体制崩壊の危険性や第三世界への核拡散という新たな差し迫った脅威が生じた。91年9月、ブッシュ米大統領（当時）は核兵器削減イニシアチブを発表し、核拡散の問題が相対的に重要になったとの認識の下、次のような措置を自らとるとともに、国際社会に対して求めた。

（イ）地上発射の戦術核兵器を米国に引き揚げ、すべての核砲弾と短距離弾道ミサイルの核弾頭を破壊する。

（ロ）欧州においては、引き続き航空機による核攻撃能力を維持することとし、ソ連に対しては、ソ連のみが保有する対空ミサイルの核弾頭や核地雷を破壊すること等同一の措置をとるよう呼びかけた。

（ハ）米国は、トマホーク巡航ミサイルを含む戦術核兵器を水上艦艇及び攻撃型潜水艦から撤去し、地上配備の海軍航空機に搭載する核兵器も引き揚げて、その多数を破壊し、残余は、米国において、安全な場所で集中的に保管することとし、ソ連も同様の措置をとるよう求めた。

これを受け、91年10月、ソ連のゴルバチョフ大統領（当時）は米国の呼びかけに応えるものとして、地上発射戦術核兵器及び海洋発射戦術核兵器の廃棄等を発表した。

(3) さらに、92年1月、ブッシュ米大統領はB2爆撃機配備計画を75機から20機に削減、小型ICBM計画の取りやめ、及び独立国家共同体（CIS）側がすべての多弾頭ICBMを撤廃するならば潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の弾頭数の三分の一を削減することを含む戦略核兵器削減の追加的措置をとる用意がある旨の核兵器削減イニシアチブ

イブを発表した。これを受け、同月、エリツィン露大統領（当時）は、軍備管理・軍縮政策演説において、包括的な発表を行い、上記の点には言及せず、「戦略核弾頭数を 2000～2500 発まで削減する提案を準備した」旨述べた。

- (4) 現在、米国は、戦術核弾頭数はトマホーク巡航ミサイル及び爆撃機搭載用として 1670 発を有しているとされている。ロシアについては、防衛用と併せ 4000 発の戦術核弾頭があると見られており、その多くは艦艇、潜水艦、航空機から取り外され、廃棄されるべく集中的に保管されている。

2. フランス

フランスは 97 年 9 月、地対地ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力は、相手からの攻撃に生き残る第二撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の 2 方式を基本としている。96 年以降、フランスは、具体的な核軍縮措置として、上記の考え方に従い(1) 地対地ミサイル「アデス」の解体、(2) アルビオン地対地長距離ミサイル基地の閉鎖（現在、ミサイルの廃棄が進められている）を行うとともに、冷戦後の核兵器の役割の変化を踏まえ、(3) ピュールラット兵器級核分裂性物質製造工場の閉鎖、(4) 南太平洋核実験施設（ムルロア）の閉鎖・解体を行っている。

3. 英国

英国は 98 年 7 月、「戦略防衛見直し」において、仏と同様、核抑止を基本とする安保戦略は維持するとしつつも、唯一の核戦力であるトライデント型核ミサイルの核弾頭保有数を最大 300 発から 200 発以下に削減、搭載潜水艦の哨戒体制を常時 1 隻とし、搭載核ミサイルの弾頭数各 96 発から 48 発に削減、原子力潜水艦の即応態勢の緩和、ミサイルの特定目標への照準の解除等を発表した。これによれば、英国がこれまでに実施した爆撃機の核爆弾撤去などを合わせると、同国の核戦力は冷戦時に比べ、70%以上の削減になる。また、同時に、英国は保有する核物質の量

をプルトニウム 7.6 トン、高濃縮ウラン 21.9 トン、他の形態のウラン 1 万 5 千トンであると公表した。

4. 中国

中国は、一方的な核軍縮措置をとっていないが、核兵器の保有及び使用等について次のような基本的立場をとっている。

少量の核兵器を保有するのは全くの自衛からの必要によるものである。

核兵器の先制不使用及び核兵器を保有しない国に対する使用または威嚇をしない。

核軍備競争に参加しない。

中国の核戦力は、米露には全く及ばないものの、約 410 発の核弾頭を保有している模様である (SIPRI YEAR BOOK 2001 より)。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめる大陸間弾道弾 (ICBM) も有している。

核兵器国の核兵器保有状況とその推移

核兵器保有状況 (2001年1月現在)

	内 訳	核弾頭数		運搬手段	
			計		計
米	I C B M	2000	計 7206	550	計 1097
	S L B M	3456		432	
	戦略爆撃機	1750		115	
露	I C B M	3324	計 5606	738	計 1100
	S L B M	1384		284	
	戦略爆撃機	898		78	
英	地对地ミサイル	0	計 185	0	計 48
	S L B M	185		48	
	爆撃機等航空機	0		0	
仏	地对地ミサイル	0	計 348	0	計 132
	S L B M	288		48	
	攻撃機(艦載機含む)	60		84	
中	地对地ミサイル	128	計 290	128	計 290
	(中長射程弾道ミサイル)	(40)		(40)	
	S L B M	12		12	
	爆撃機(攻撃機含む)	150		150	

(出典：2001年SIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑)

注：米露については戦略核兵器(S T A R Tの基準では射程5500 km以上)のみ
中国の中・長射程弾道ミサイル数は、全地对地ミサイルの内数

核弾頭総数の推移 (1990年～2001年：毎年1月のデータ)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
米	12012	11966	8772	8770	9687	7770	7947	7139	7256	7206	7206	7206
露 (ソ連)	11320	10880	9537	10312	9823	8527	7235	7249	6210	5972	5906	5606
英	276 ～ 296	300	300	200	200	296	298	260	260	185	185	185
仏	535	621	571	554	512	512	512	449	449	464	464	348
中	276 ～ 318	341 ～ 413	341 ～ 413	284	284	284	275	275	275	290	290	290

(出典：2001年SIPRI(ストックホルム国際平和研究所)年鑑)

注：米露については戦略核兵器(S T A R Tの基準では射程5500 km以上)のみ